

災害用備蓄食料を無償配布します

町で防災用に備蓄している非常食のうち、賞味期限が近くなったものは防災訓練などで活用してきましたが、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から町民の皆様へ無償で配布します。

希望される方は、配布期間中に役場庁舎1階の正面玄関ロビーにてお受け取りください。

■配布対象者

国見町民

■配布期間

3月9日(日)から3月16日(日) 午前9時から午後5時

■配布場所

国見町役場 1階 正面玄関ロビー

■配布数

限定 600 セット (セット内容 / 乾パン 1 缶、500 ml 飲料水 1 本、防災ゼリー 1 個)

※先着順・なくなり次第終了となります

■注意事項

- ・賞味期限は令和7年5月から9月に期限到来するものです。
- ・販売が目的ではなく、ご自身で活用いただく方に限ります。
- ・配布した備蓄食料・水に関する苦情や返品は受け付けません。
- ・賞味期限内に食べきってください。

☎ 住民防災課危機管理係 ☎ 585-2158

山菜類（野生）の出荷制限について

国見町で採取される以下の品目は、放射性物質の影響により出荷が制限されています。出荷制限品目は、販売（フリマアプリ、無人直売含む）、譲渡（有償無償を問わず）、加工食品の原料とすることはできませんのでご注意ください。

■出荷できない品目

うわばみそう（みず）^{*}、こしあぶら、ふきのとう^{*}、くさそてつ（こごみ）^{*} ※野生のものに限る

また、上記以外の野生山菜類を出荷する際は、県モニタリング検査が必要な場合があります。出荷前に県に確認してください。

☎ 福島県県北農林事務所森林林業部林業課 ☎ 521-2632

国見町産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

あつかし歴史館特別展「国見町における地域のお宝建造物」

郡山女子大学の博物館実習生による、町内の魅力的な建造物についてまとめたパネル展を開催します。建築史からみた、まちなかにある建造物の秘密を紹介します。

- 期 間 2月25日(火)から3月30日(日) 午前9時から午後4時30分
※毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)休館
- 会 場 あつかし歴史館 第2研修室(国見町大木戸字霞原3)
- 展示解説 3月15日(土) 午後1時30分から午後3時
展示会場にて、同大学生と長田城治准教授による展示解説を行います。

☎企画調整課地域振興係 ☎585-2967 あつかし歴史館 ☎585-4520

令和7年度あつかし歴史館「歴史講座」のご案内

町の歴史文化国見町の歴史文化遺産に関わる調査・研究の成果を用いた歴史講座を全12回開催します。各回2日間の午前と午後同一内容で行いますので、参加しやすい日程にぜひご参加ください。

- 会 場 あつかし歴史館(国見町大木戸字霞原3)第1研修室
- 講 師 笠松金次(同館職員)
- 申し込み 来館または電話にて「氏名・住所・電話番号」をお伝えください。(☎585-4520)
- 参加方法 各回2日間の午前・午後、どの日程でも参加できます。
【午前の部】午前10時から午前11時30分 【午後の部】午後1時30分から午後3時
- 開催日程

No.	日程	講座項目
1	4月23日(火)～24日(水)	「中世石母田の水田地名」～石母田氏と石母田城～
2	5月28日(火)～29日(水)	「塚野目城と雨乞い伝説」～おしさんと桜姫の伝説を探れば～
3	6月25日(火)～26日(水)	「伊達政宗・パートⅢ」～小田原参陣 秀吉・家康そして政宗～
4	7月30日(火)～31日(水)	「一ノ谷合戦と阿津賀志山の戦い」～源義経と小山朝光の奇襲戦法とは～
5	8月27日(火)～28日(水)	「故郷を去った伊達氏家臣・桑折氏」～桑折から羽前小松へ岩谷堂そして宇和島へ～
6	9月24日(火)～25日(水)	「松尾芭蕉のおくのほそ道」—白河から貝田まで— ～福島県内を旅する芭蕉と曾良の行き先は～
7	10月29日(火)～30日(水)	「伊達一族・成田氏」～伊達家一族の臣なり、伊達郡成田村に先世住む～
8	11月26日(火)～27日(水)	「榛沢成清大明神」—畠山重忠股肱の臣— ～阿津賀志山合戦に参陣 成清嫡子成長隠棲する～
9	12月24日(火)～25日(水)	「国見峠・小坂峠を歩いた人たち」～峠を越えた人はどんな人たち?～
10	令和8年 1月28日(火)～29日(水)	「手紙から見る伊達政宗」～朝鮮の戦場から母・義姫に届いた手紙とは～
11	2月25日(火)～26日(水)	「多賀城創建と鹿島神社」～養老5年(721)大野東人は藤田に滞在する～
12	3月25日(火)～26日(水)	「奥州合戦 鎌倉・奥州両軍の軍勢と兵站」～菊池利雄氏が語る奥州合戦の真相とは～

☎企画調整課地域振興係 ☎585-2967 あつかし歴史館 ☎585-4520

精神障害者保健福祉手帳による JR 運賃割引が始まります

4月1日より、JRグループでは精神障害者割引制度が開始されます。

■対象者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、以下の要件をすべて満たす方

- ①手帳が有効期限内であること
- ②手帳に顔写真が貼付されていること
- ③手帳に旅客運賃減額（第一種または第二種）の記載があること
※第一種は手帳の等級が1級、第二種は2級・3級であること

■精神障害者割引制度の概要

(1) 介護者の方と一緒に利用する場合

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券（小児定期乗車券は除く）	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者	定期乗車券（小児定期乗車券は除く）	5割

(2) 手帳をお持ちの方がおひとりで利用する場合（片道100キロを越える場合に限り）

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方 第2種精神障害者の方	普通乗車券	5割

割引制度の利用を希望する方で、お持ちの手帳に顔写真の貼付がない方、旅客運賃減額割引区分の記載を希望する方は、3月3日☎から福祉課社会福祉係で手続きできます。

☎福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

特定計量器（はかり）の定期検査

商店・工場・事業所等で「取引又は証明行為」に使われているはかりは、計量法により2年に1回の定期検査を受ける必要があります。

事前調査をまだ受けていない方、定期検査についてわからないことがありましたら、4月25日☎までお問い合わせください。

【集合検査】

対象物 ひょう量が500kg以下の非自動はかりが該当します。

検査日時 5月7日☎ 午後2時から午後4時

検査場所 観月台文化センター車庫

【所在場所検査】

対象物 ひょう量が500kg以上の非自動はかりなどが該当します。

検査日時（小型）4月1日☎から25日☎（中型）4月15日☎から17日☎

検査場所 はかりの所在場所（商店・工場・事務所等）で実施します。

☎産業振興課商工観光係 ☎ 585-2238

ヘルプマークを配布しています

ヘルプマークとは義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。ヘルプマークにはストラップがついており、鞆等につけることが可能です。

町内に居住する方で、手帳の有無にかかわらず、援助や配慮を必要としている方1人につき1個を配布します。詳細はホームページをご覧ください。

■配布場所 福祉課社会福祉係

☎福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

ごみ出しルールの再確認を！

ごみ集積所に残されたごみ袋で、ピンクの張り紙があるごみ袋は、ルールが守られていないものです。以下の点に注意し、ごみ置場の環境衛生に努めましょう。

- ・収集日の確認と指定袋に名前を記入し、朝8時までにごみを出しましょう。
- ・ビンとプラ製容器包装は、汚れを落としてから出しましょう。また、ビンは色ごとに分け出しましょう。
- ・段ボール、古紙類等は第2または第4土曜日の指定日に各地区のリサイクルステーションに出しましょう。
- ・粗大ごみの受け付けは、収集日の前日17時15分までに住民防災課までご連絡ください。
- ・ごみ出しで困ったときは、ごみの分け方・出し方ハンドブックをご確認ください。お手元がない場合は住民防災課窓口で配布しています。
- ・福島県環境アプリでもごみカレンダーとごみ分別辞典を確認することができます。



ハンドブックホームページ



福島県環境アプリ

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **3月5日(水)、19日(水)**

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集しません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116